

地域共生型再生可能エネルギー事業顕彰規約

経済産業省 資源エネルギー庁

地域共生型再生可能エネルギー事業顕彰事務局

目次

第1条 目的

1. 地域共生型再生可能エネルギー事業顕彰の目的
2. 地域共生型再生可能エネルギー事業顕彰規約の目的

第2条 顕彰の要件

1. 顕彰事業実施者の要件
2. 顕彰事業の要件
3. 審査
4. 本規約等の遵守

第3条 顕彰事業の公表

1. 顕彰事業の公表
2. 顕彰事業の広報における活用

第4条 顕彰の終了

1. 顕彰の取消
2. 顕彰の失効
3. 顕彰事業実施者からの辞退による失効

第5条 地域共生マーク

1. 地域共生マークの付与
2. 使用方法
3. 地域共生マークの表示方法
4. 不正使用の禁止
5. 使用料
6. 期間
7. その他

第6条 報告等

第7条 その他

第1条 目的

1. 地域共生型再生可能エネルギー事業顕彰の目的

再生可能エネルギーの一層の導入拡大に向けて、再エネ事業が地元を受け入れられ、地域に定着することが重要である。そのためには、再エネ事業において、地域の雇用や産業の創出、観光振興、まちづくり、災害時の電力供給など、地域に裨益し、地域と共生する取組を実施していくことが効果的と考えられる。

そこで、「地域共生型再生可能エネルギー事業顕彰」（以下「本事業」という。）では、地域との共生を図りつつ、地域における再生可能エネルギーの導入に取り組む優良な事業に対して、「地域共生マーク」を付与し顕彰することで、地域と共生した再生可能エネルギー事業の普及・促進を図ることを目的とする。

2. 地域共生型再生可能エネルギー事業顕彰規約の目的

地域共生型再生可能エネルギー事業顕彰規約（以下「本規約」という。）は、資源エネルギー庁が設置する審査委員会（以下「審査委員会」という。）が顕彰を決定する対象となる事業（以下「顕彰事業」という。）、及びそれを実施する事業者等（以下「顕彰事業実施者」という。）に求める要件等、並びに「地域共生マーク」を使用するに際しての遵守事項を定める。

第2条 顕彰の要件

1. 顕彰事業実施者の要件

顕彰事業実施者は、次の各号に掲げる要件（以下「顕彰事業実施者の要件」という。）のすべてを満たさなければならず、顕彰後も満たし続けることが求められる。

- (1) 代表申請者となる事業者は、次項の顕彰事業の要件に定める事業を実施する者であること。
- (2) 共同申請者となる事業者は、次項の顕彰事業の要件に定める事業を実施する者、又は当該事業の実施を支援する者であること。
- (3) 複数の者が共同で次項の顕彰事業の要件に定める事業を実施する場合は、当該複数の者の全てが顕彰事業実施者の要件を充足する者であること。
- (4) 日本国内において法人格を有する者であること（自治体及び自治体が出資する事業者を含む。）。
- (5) 本事業の目的を理解し、これに賛同する者であること。

- (6) 本事業の円滑な運営のため、資源エネルギー庁、及び資源エネルギー庁が設置する地域共生型再生可能エネルギー事業顕彰事務局（以下「事務局」という。）からの照会等に誠実に対応できる者であること。
- (7) 国の行政機関から補助金交付等の停止措置又は契約に係る指名停止措置等が講じられた者でないこと。
- (8) 違法行為を行っている、又は暴力団等の反社会的勢力と関係している等、資源エネルギー庁が社会通念等に照らして不相当であると判断する者でないこと。

2. 顕彰事業の要件

顕彰事業は、次の各号に掲げる要件（以下「顕彰事業の要件」という。）のすべてを満たさなければならず、顕彰後も満たし続けることが求められる。

- (1) 再生可能エネルギーによる発電設備、再生可能エネルギーによる熱供給設備又はその両方を使用して、再生可能エネルギーによる電気、再生可能エネルギーによる熱又はその両方を供給する事業であること（再生可能エネルギー及び他のエネルギーを組み合わせる場合を含む。）。
- (2) 設備の安全性が確保されているとともに、当該事業についての住民理解を得ている事業であること。
- (3) 本事業が定める「地域共生再エネ3要件」（地域社会の産業基盤の構築、災害時の地域レジリエンスへの貢献、及び長期的な事業実行計画）の趣旨に沿った地域に貢献する事業であること。
- (4) 6ヶ月以上の実績を有している事業であること。
- (5) 事業が関連する市区町村が、本事業の連携市区町村として登録されていること（関連する市区町村とは、顕彰事業における再エネ発電設備、再エネ熱供給設備又はその両方が設置されている市区町村を指し、当該市区町村が複数ある場合には、該当する全ての市区町村とする。）。
- (6) 違法行為が行われている、又は暴力団等の反社会的勢力が関係している等、資源エネルギー庁が社会通念等に照らして不相当であると判断する事業でないこと。

3. 審査

自己の実施する事業について顕彰事業の決定を受けようとする者は、資源エネルギー庁の本事業に係るウェブサイト（以下「顕彰ウェブサイト」という。）で指定する公募期間内に、公募要領等に従って、所定の資料を添付し、審査を申請するものとする。提出された資料は返却しない。

資源エネルギー庁は、申請が前2項の要件に該当し、かつ、「地域共生再エネ3要件」、「安全性」、「住民理解」、「事業性」、「モデル性」及び「新規性」の観点から別途定める審査基準に照らし総合的に評価して顕彰に相当すると認めた場合は、申請された事業を顕彰事業として決定する。

資源エネルギー庁による審査に当たっては、審査委員会の意見を聴くものとする。審査委員会の設置及び運営の詳細に関する事項は別途定める。

4. 本規約等の遵守

顕彰事業として決定を受けた顕彰事業実施者は、本規約を含む本事業に係る資源エネルギー庁が定める規定等を遵守しなければならない。

第3条 顕彰事業の公表

1. 顕彰事業の公表

- (1) 顕彰事業として決定された事業は、顕彰ウェブサイトにて、公表する地域共生型再生可能エネルギー事業顕彰一覧として、市区町村名、顕彰事業実施者名、顕彰事業名、顕彰年度を公表する。
- (2) 地域共生型再生可能エネルギー事業顕彰一覧は、第4条に基づいて顕彰が取消又は失効とならない限り、同サイトに常時掲載されるものとする。

2. 顕彰事業の広報における活用

- (1) 資源エネルギー庁は、地域と共生した再生可能エネルギー事業を普及・促進するための事例集を作成して、都度更新するものとする。
- (2) (1)の事例集は、原則として顕彰事業実施者が提出した申請書類、及び資源エネルギー庁が取材した内容を基に作成するものとする。
- (3) 事務局は、顕彰事業実施者に対して、掲載予定の記載内容を公開前に送付し、(4)で規定する公開及び活用を行うことへの同意を得ることとする。
- (4) 資源エネルギー庁は、事例集を資源エネルギー庁の顕彰ウェブサイトで公開するとともに、メディアや展示会等を通じて広報に活用できるものとする。

第4条 顕彰の終了

1. 顕彰の取消

- (1) 資源エネルギー庁は、顕彰事業が以下のいずれかに該当することが判明した場合には、当該事業の顕彰事業としての決定を取り消す顕彰の取消措置を講じることがある。
 - (ア) 申請書類に虚偽の記載があり、顕彰事業実施者又は顕彰事業の要件を満たさないこと、若しくは第2条第3項に定める審査基準に照らして顕彰事業として不相当であることが判明した場合
 - (イ) その他、資源エネルギー庁が本事業の円滑な遂行上不適切と判断した場合
- (2) 顕彰の取消措置の手順は以下の通りとする。
 - (ア) 事務局による事実の審査
 - (イ) 事務局より対象の顕彰事業実施者へ顕彰の取消措置の事前通知を送付
 - (ウ) 顕彰事業実施者による弁明の機会の付与
 - (エ) 事務局より対象の顕彰事業実施者へ顕彰の取消措置の確定通知を送付
 - (オ) 顕彰の取消措置の公表
 - ※ 顕彰ウェブサイトで公表する地域共生型再生可能エネルギー事業顕彰一覧に顕彰の取消措置を講じたことを記載するとともに、関連する市区町村にも通知する。
- (3) 顕彰の取消措置を受けた顕彰事業実施者は、(2)(エ)に定める確定通知を受けたら遅滞なく、資源エネルギー庁に対し、所定の書式による顕彰の取消措置に伴う誓約書を提出しなければならない。

2. 顕彰の失効

- (1) 資源エネルギー庁は、以下のいずれかに該当する場合には、当該事業の顕彰事業としての決定を将来にわたり失効させる顕彰の失効措置を講じることがある。
 - (ア) 顕彰後に事業の内容を変更する等して、顕彰事業実施者又は顕彰事業の要件の要件を満たさなくなった、若しくは第2条第3項に定める審査基準に照らして顕彰事業として不相当となった場合
 - (イ) 本規約に違反した場合
 - (ウ) 正当な理由なく1年以上にわたって連絡が取れない場合
 - (エ) その他、資源エネルギー庁が本事業の円滑な遂行上不適切と判断した場合
- (2) 顕彰の失効措置の手順は以下の通りとする。

(ア) 事務局による事実の審査

(イ) 事務局より対象の顕彰事業実施者へ顕彰の失効措置の事前通知を送付

(ウ) 顕彰事業実施者による弁明の機会の付与

(エ) 事務局より対象の顕彰事業実施者へ顕彰の失効措置の確定通知を送付

(オ) 顕彰の失効措置の公表

※顕彰ウェブサイトで公表する地域共生型再生可能エネルギー事業顕彰一覧に顕彰の失効措置を講じたことを記載するとともに、関連する市区町村にも通知する。

(3) 顕彰の失効措置を受けた顕彰事業実施者は、(2) (エ) に定める確定通知を受けたら遅滞なく、資源エネルギー庁に対し、所定の書式による顕彰の失効措置に伴う誓約書を提出しなければならない。

3. 顕彰事業実施者からの辞退による失効

(1) 顕彰事業実施者は、資源エネルギー庁に対し、所定の書類（誓約書等）を提出して届け出ることにより、顕彰を将来にわたって辞退することができる。

(2) (1)の届出があったときは、当該事業に係る顕彰は失効したものとする。顕彰ウェブサイトで公表する地域共生型再生可能エネルギー事業顕彰一覧に顕彰の辞退による失効があったことを記載するとともに、関連する市区町村にも通知する。

第5条 地域共生マーク

1. 地域共生マークの付与

- (1) 顕彰事業実施者は、地域共生マークのマスターデータを付与し、その使用を認める。
- (2) マスターデータは代表申請者宛に事務局からメールで送付する。
- (3) マスターデータは Adobe Illustrator 形式で送付する。

2. 使用方法

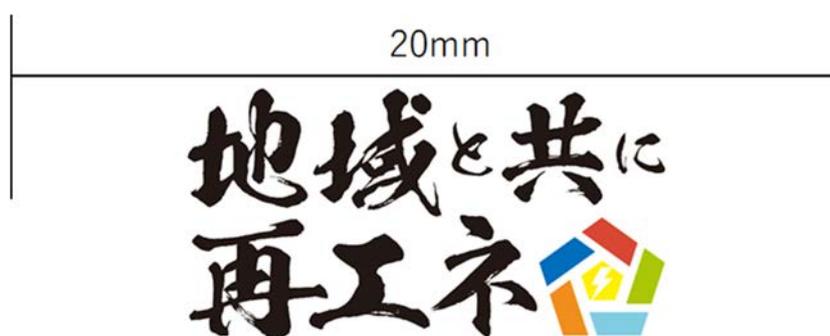
- (1) 顕彰事業実施者自身が、顕彰事業に関連した印刷物又は電子ファイル等を作成して利用する場合に限り、地域共生マークの使用を可能とする。
- (2) 地域共生マークは顕彰年度及び事業番号とともに表示すること。
- (3) 地域共生マークは必ずマスターデータを使用し、デザインを改変しないこと。
ただし、縦横の比率を変更しない限りにおいて、地域共生マークの拡大及び縮小を認める。
- (4) 顕彰事業実施者は、地域共生マークの使用に係る第三者との係争、審判、訴訟等に係る対応については各自の責任で対応するものとし、係争等に要した費用も自ら負担するものとする。
- (5) 顕彰事業実施者は、地域共生マークの使用に係りて第三者に損害を与えた場合には、当該損害について全責任を負い、資源エネルギー庁に影響を及ぼさないよう処理するものとする。
- (6) 顕彰事業実施者は、資源エネルギー庁から要請がある場合は、地域共生マークの使用実態について報告するものとする。

3. 地域共生マークの表示方法

(1) 使用サイズ

地域共生マークを印刷物で使用する場合は、以下の大きさを下限とすること。

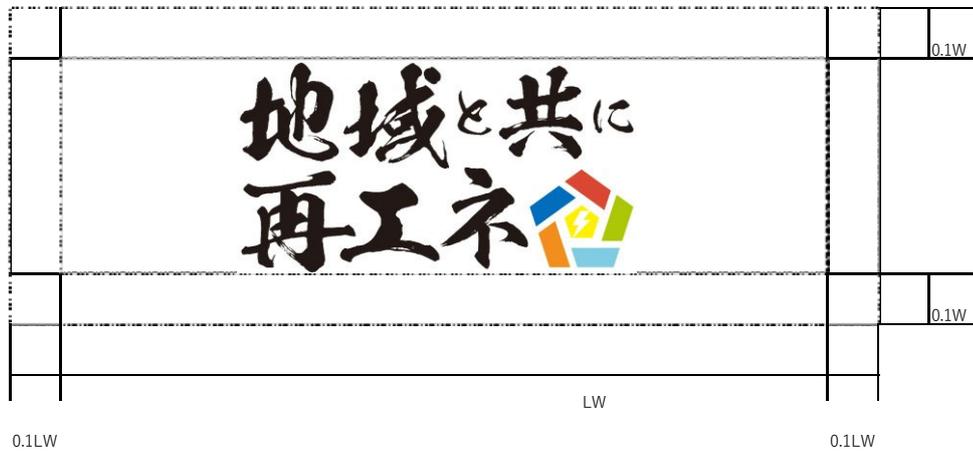
印刷物以外の場合は、個々の適用物に応じた閲覧可能な大きさが下限を下回らないようにするものとする。



(2) アイソレーションエリア

地域共生マークが他の表示要素に紛れたり、影響を受けて印象が薄くなったりしないよう、地域共生マークの周囲にアイソレーションエリアを設けること。

点線の中に文字や図形、パターンを表示しないこと。



(3) 地域共生マークと顕彰年度の表示例



4. 不正使用の禁止

- (1) 地域共生マークを以下のいずれかに該当する方法で使用することを禁止する。顕彰事業実施者以外が使用すること
 - (イ) 顕彰事業以外の事業等で使用し、又はそのように見える使用をすること
 - (ウ) 法令や公序良俗に反する方法で使用すること
 - (エ) 本事業の趣旨に反する方法で使用すること
- (2) 資源エネルギー庁は、(1)を含む本規約に違反した場合、その他使用方法が不相当と認める場合には、顕彰事業実施者に対して、その是正が図られるまでの間、地域共生マークの使用を停止させることができる。

5. 使用料

顕彰事業実施者は、地域共生マークを無償で使用することができる。

6. 期間

- (1) 顕彰事業実施者は、当該顕彰事業についての顕彰が有効である間に限り、地域共生マークを使用することができる。
- (2) 顕彰事業実施者は、第4条に基づいて顕彰事業としての決定が取り消された場合又は失効した場合は、地域共生マークの使用を中止するものとする。
- (3) 資源エネルギー庁は、(2)に定める場合のほか、不相当と認める時又は本事業の円滑な遂行上必要な時その他支障がある時は、いつでも地域共生マークの使用を差し止めることができ、これに起因する損失について一切の責任を負わない。

7. その他

地域共生マークに関する権利は、資源エネルギー庁に属する。

第6条 報告等

1. 顕彰事業実施者は、顕彰事業の廃止又は形態の変更、その他第2条第3項の審査に当たって提出した資料に変更があった場合には、速やかに事務局に書面で変更内容を報告しなければならない。
2. 資源エネルギー庁は、必要に応じて、第2条第1項及び第2項に定める顕彰の要件、並びに同条第3項に定める審査基準の適合状況等について、顕彰事業実施者から報告を求めることができる。
3. 資源エネルギー庁は、必要に応じて、第2条第1項及び第2項に定める顕彰の要件、並びに同条第3項に定める審査基準の適合状況等について、顕彰事業実施者の事務所又は顕彰事業を実施している場所に職員を立ち入らせ、調査することができる。

第 7 条 その他

1. 本規約は、資源エネルギー庁により、事前の通知なく改訂される場合がある。
2. 本規約に定めるほか、本規約の実施に関して必要な事項は別途定める。
3. 本事業及び本規約に関する事務は、資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部新エネルギーシステム課が所掌する。

附 則

本規約は、令和 3 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

本規約は、令和 4 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 本規約は、令和 5 年 9 月 8 日から施行する。
- 2 本規約施行の際、改正前の本規約に基づいて顕彰事業として決定していた事業については、改正前の本規約第 4 条第 1 項に定める顕彰の更新を要せず、改正後の本規約第 4 条に基づく取消又は失効が生じない限り、効力が継続するものとする。